

リスク評価書の簡易版の作成について（案）

リスク評価（一次）評価Ⅱ対象物質（以下、単に「評価Ⅱ対象物質」という。）については、詳細な評価を実施し、第二種特定化学物質の該当性を判断とともに、有害性調査指示等の措置の判断に役立つよう、その評価結果をリスク評価書としてとりまとめてきたところであるが、例えば、製造・輸入実績数量が増加傾向になく、かつ、リスク懸念箇所がない場合等、第二種特定化学物質に該当する蓋然性が低いと予想される場合についても、詳細なリスク評価書の取り纏めを行い審議することとしている。

こうした中で、今後も評価Ⅱ対象物質が増加し得ることを踏まえれば、評価の質を落とすことなく、効率的に評価Ⅱ対象物質の評価を行い、その加速化を図る必要がある。

このため、今後の審議会では評価Ⅱ対象物質に要求される評価は実施するものの、対象物質によってはデータ、図表並びに評価結果の概要等からなる簡易版¹のみを作成して、審議会へ報告することとする。

ただし、簡易版への該当性について判断の難しいものについては、詳細なリスク評価書をとりまとめ、審議会で審議する。

また、この考え方については、今後の運用で蓄積される事例等を踏まえ、適宜見直すこととする。

¹ 技術ガイダンスによれば、化審法上の判断に基づく措置に役立つようリスク評価書等のとりまとめが基本的な考え方とされ、リスク評価書「等」には、内容を全て網羅した詳細なリスク評価書の他に、簡易的に結果を示すもの（簡易版）も含められている。

化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス（Ver.1.0）（平成26年6月26日） 第IX章 リスク推計・優先順位付け・とりまとめ Ver.1.0 13 及び

18p.http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/09_tech_guidance_viiii_torimatome_v_1_0_140626.pdf